

富士市森林墓園

使用者募集!

霊峰富士を望み、緑の森に囲まれた静かな環境の、富士市森林墓園の使用者を募集します。

募集区画

220区画(普通墓所・芝生墓所各110区画)

1区画4平方メートル(間口1.6メートル×奥行2.5メートル)

応募資格

○平成18年11月5日以前から富士市に居住し、市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている人
○市内の公共事業などにより改葬が必要となった人

永代使用料

1区画50万円(一括払い込み)

管理費

普通墓所 年額5250円
芝生墓所 年額6300円

受付期間

11月5日(月)～16日(金)

9時～17時

(土・日曜日を除く)

受付場所

環境衛生課(市役所10階)

※墓所の使用を希望する人は、必ず現地を確認してください。

問い合わせ

環境衛生課

☎(55)2768

森林墓園管理事務所

☎・FAX(22)6116



児童手当などの手続きをしましょう!



	受給資格者など	請求者の所得限度額 (給与所得控除後)	手当の月額など	申請に必要なもの		
児童手当	小学校6年生までの児童を養育している人	所得制限限度額は、請求者の加入している年金や、扶養人数などによって異なります。また、児童手当の所得額の計算では、所得から控除されるものもあります	[3歳未満] 一律 1万円	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 申請者名義の預金通帳(郵便局以外) ● 申請者の健康保険証または、年金加入証明書(用紙は児童福祉課で配布) ※ 申請内容によりほかのものが必要になる場合があります。 		
		扶養人数	国民年金加入者・年金未加入者など		厚生年金・共済・船員保険加入者など	[3歳以上小学校6年生まで] 1人目・2人目の児童 5,000円 3人目以降の児童 1万円
		2人	536万円		608万円	
		4人	612万円	684万円		
児童扶養手当	離婚・未婚・死亡・遺棄及び拘禁などで父親がいない、または父親が重度の障害状態にある、18歳以下の児童(18歳に達した最初の3月31日まで)を監護している母で、事実上婚姻関係のない人、または養育者で公的年金を受給していない人 ※必ず申請者本人が手続きをしてください。	支給区分	所得限度額	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子家庭等の証明書 ● 戸籍謄本 ● 印鑑 ● 健康保険証 ● 申請者名義の預金通帳 ※ 申請内容によりほかのものが必要になる場合があります。 		
		全部支給	例: 扶養人数2人の場合 95万円		児童1人 4万1,720円 2人 5,000円増 3人以上 1人につき3,000円増	
母子家庭等医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳未満の児童を扶養している母子家庭(父子家庭)の母(父)と児童 ・ 20歳未満で両親のいない児童 ・ 精神または身体の障害により長期にわたり労働能力を失っている人の配偶者と20歳未満の児童 	所得税が課せられていない世帯	給付額	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 健康保険証 ● 申請者名義の預金通帳 ※ 申請内容によりほかのものが必要になる場合があります。 		
		なし	保険診療分から付加給付額及びそのほか補てんされた医療費を控除した額			
こども医療費	対象年齢	自己負担金		<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑 ● 母子手帳 ● 健康保険証 ※ 申請内容によりほかのものが必要になる場合があります。 		
		通院の場合	入院の場合			
		0歳～小学校2年生修了前(8歳に達した最初の3月31日まで)	1回500円(500円に満たない場合はその額) 1か月4回まで負担 5回目以降は自己負担金なし		1日500円	
		処方せんの交付により薬局へ行った場合は、薬局での自己負担金はありません				

※既に申請を済ませている人は、手続きの必要はありません。詳しくは、児童福祉課へお問い合わせください。

問い合わせ 児童福祉課 ☎55-2763 FAX51-0247 E-mail:fukusi@div.city.fuji.shizuoka.jp